

発 信 者	警 察 本 部 長	発 信 年 月 日	2 9 . 3 . 2 8
宛 先	関 係 所 属 長	担 当 課	警 務 課

平成29年度「犯罪被害者等の経済的負担軽減措置処理要領」の制定と適正な運用について

## 1 趣旨

犯罪被害者等の捜査過程における経済的負担を軽減するため、平成29年度「犯罪被害者等の経済的負担軽減措置処理要領」を定め、診断書料等の公費負担制度における公費負担対象の新規追加等の拡充を実施したことから、その旨を周知するとともに、引き続き適正な運用を図るもの。

## 2 処理要領

別紙のとおり

## 3 運用期間

平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間

## 4 新規追加等の対象

診断書取得に係る診察初診料又は再診料（新規）

産婦人科以外の医療機関における性犯罪被害者等に対する診察費用（新規）

医療機関に費用を支払い済みの被害者に対する公費負担対象費用の支払(内容変更)

遺体搬送費用の公費負担上限額（拡充）

一時避難場所宿泊料の公費負担可能な宿泊期間（拡充）

ハウスクリーニング費用（新規）

カウンセリング費用（内容変更）

精神科医等への通院費用（新規）

## 平成29年度「犯罪被害者等の経済的負担軽減措置処理要領」

### 第1 診断書料等の公費負担制度

#### 1 趣旨

捜査活動に必要となる診断書を被害者が取得する費用及び性犯罪被害者の診察費用等の一部を公費負担することにより、被害者の経済的負担を軽減することを目的とするもの。

#### 2 対象事件

- (1) 人の生命又は身体を害する犯罪行為により、死傷の結果が生じた事件（緊急避難及び刑事責任無能力者による行為を含み、正当業務行為、正当防衛及び過失による行為を除く。）
- (2) 強姦、強制わいせつ等の性犯罪被害事件
- (3) その他警察署長及び高速道路交通警察隊長（以下「警察署長等」という。）が特に必要と認めた事件

#### 3 公費負担対象費用

- (1) 身体犯被害者に対する諸費用

##### ア 診察料

捜査に必要な診断書を作成するために受診した際の、初診料又は再診料の保険診療による自己負担額とする。（時間外等の加算額を含む。検査料、処置料等は除く。）

診断書を発行する医療機関におけるものに限るが、複数の病院で受診、又は総合病院等において複数の科で受診する必要がある場合は、それぞれ公費負担できることとする。

##### イ 診断書料

捜査に必要な診断書1通分とするが、複数の病院で受診、又は総合病院等において複数の科で受診する必要がある場合、捜査活動に必要な診断書が複数となる場合などはこの限りでない。

- (2) 性犯罪被害者等に対する諸費用

##### ア 初診料・再診料

次のイからエに掲げる処置、検査及び検査結果の告知のための診察における初診・再診料

##### イ 処置料

- (ア) 資料採取
- (イ) 膣洗浄
- (ウ) 妊娠検査

##### ウ 緊急避妊費用

##### エ 性感染症検査費用

エイズ、B型肝炎、C型肝炎、クラミジア、梅毒、淋病、性器ヘルペス及び尖圭コンジローマに限る。

##### オ 初回診察時における応急処置及び投薬の費用

##### カ 人工妊娠中絶費用

原則として、被害申告を受理している事件の被害者に限る。

#### 4 除外事由

公費負担手続を完了するまでの間に、次のいずれかに該当することが判明した場合は、公費負担しないものとする。

- (1) 被害者が警察の公費負担を辞退した場合
- (2) 犯罪行為が行われた時点において、被害者と加害者との間に3親等以内の親族関係がある場合。

ただし、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号）第10条の規定による命令が発せられている場合」、「診断書料のみの公費負担の場合」、「性犯罪被害者等に係る公費負担の場合」は、この限りでない。

- (3) 被害者が暴力的不法行為を行うおそれがある組織に属している場合
- (4) 被害者に、明らかに犯罪行為を誘発する行為があった場合
- (5) その他警察署長等又は当該事件の捜査を主管する警察本部の課長（以下「事件主管課長」という。）が、公費負担することが適切でないと認めた場合

#### 5 支払手続

（省略）

#### 6 留意事項

（省略）

## 第2 被害者、参考人等に対する旅費支給制度

### 1 趣旨

被害者、その家族及び遺族（以下「被害者等」という。）並びに参考人、証人、鑑定人、通訳人等（以下「参考人等」という。）が、刑事訴訟法等の規定に基づき、警察署長等の依頼に応じ、公務（捜査）の遂行を補助するため旅行した場合には「県職員以外の者の旅費又は費用弁償に関する規則」（以下「県規則」という。）に基づく費用弁償を支給し、被害者等のうち、死傷の結果が生じた事件の被害者等に対しては、刑事警察費の旅費を支給することにより、被害者等及び参考人等の経済的負担を軽減することを目的とするもの。

### 2 県規則による旅費の支給対象者

被害者等及び参考人等のうち、捜査上必要により警察の呼出し（旅行依頼）に応じて出頭した、次の各号の一に該当する者に対しては、県規則により旅費を支給する。

- (1) 犯行の現場を目撃した者
- (2) 死体若しくは犯罪の証拠品等を発見した者
- (3) 犯罪事実の全部又は一部を認識した者
- (4) その他犯罪の立証のため不可欠な者
- (5) 犯罪捜査上、特に必要な者として出頭を求められ、又は捜査関係者と随伴を求められた者

### 3 刑事警察費の執行による旅費の支給

被害者等のうち、次の各号の一に該当する被害者等に対しては、刑事警察費の執行により旅費を支給する。

- (1) 人の生命又は身体を害する犯罪行為により、死傷（傷害の場合は全治1か月以上）の結果が生じた事件の被害者等（緊急避難及び刑事責任無能力者による行為を含み、正当業務行為、正当防衛及び過失による行為を除く。）
- (2) 性犯罪被害事件の被害者等

- (3) 交通事故（死亡又は全治1か月以上の傷害を負ったもの）のうち、法令違反及び過失がないことが明らかな被害者等

#### 4 除外事由

旅費支給対象者であっても、次の各号の一に該当する場合には支給しないものとする。

- (1) 被疑者
- (2) 被害者等が、次のいずれかに該当する場合
  - ア 告訴、告発、被害届出等のいわゆる事件認知に際して出頭した場合
  - イ 被害品の還付を受ける場合
  - ウ 暴力的不法行為を行うおそれがある組織に属している場合
  - エ 当該犯罪行為を誘発する行為をした場合
- (3) 公務員で、その職務として協力すべき者
- (4) その他警察署長等又は事件主管課長が、公費負担することが適切でないと認めた場合

#### 5 支給方法

(省略)

#### 6 その他

(省略)

### 第3 司法解剖後における遺体搬送費用公費負担制度

#### 1 趣旨

司法解剖後における遺体搬送に係る費用の一部を公費負担することにより、遺族（被害者の親族のほか、遺体の引渡しを受け、火葬埋葬等を行うことを申し出た者をいう。以下第3において同じ。）の経済的負担を軽減することを目的とするもの。

#### 2 対象遺体

人の生命又は身体を害する犯罪行為により死亡し、又はその可能性が極めて高く、司法解剖を行った遺体（緊急避難及び刑事責任無能力者による行為を含み、正当業務行為、正当防衛及び過失による行為を除く。）

#### 3 公費負担の範囲

- (1) 遺体搬送車両  
遺体搬送を依頼する業者は、国土交通大臣の許可を受けた霊柩搬送業者とし、遺体搬送に使用する車両は普通車とする。
- (2) 遺体搬送区間  
原則として、司法解剖終了後、遺族に遺体を引渡した場所から遺族の希望する場所までとする。
- (3) 公費負担対象費用  
遺体搬送に係る費用のうち、次に掲げるものを公費負担の対象とする。
  - ア 運賃
  - イ 有料道路料金
  - ウ 深夜・早朝作業料金
  - エ 冬期（季節）料金
  - オ 附属品（遺体用シート・袋、ドライアイスに限る）
- (4) 公費負担額  
公費負担額の上限は、90,000円とする。

#### 4 除外事由

公費負担手続を完了するまでの間において、次のいずれかに該当することが判明した場合は、公費負担しないものとする。

- (1) 遺族が警察の公費負担を辞退した場合
- (2) 被害者と加害者の間に親族関係がある場合
- (3) 被害者及び遺族が暴力的不法行為を行うおそれがある組織に属していた場合
- (4) 被害者に、明らかに犯罪行為を誘発する行為があった場合
- (5) その他警察署長等又は事件主管課長が、公費負担することが適切でないとした場合

#### 5 支払手続

(省略)

#### 6 留意事項

(省略)

### 第4 犯罪被害者等に対する一時避難場所宿泊料の公費負担制度

#### 1 趣旨

被害者等のうち、自宅が犯罪行為の現場となり、物理的に自宅に居住することが困難になった者や、犯罪の被害直後において一時的に別の場所へ避難する必要性が認められる者に対し、緊急かつ一時的な措置として一時避難場所の宿泊料を公費負担することにより、被害者等の精神的、経済的負担を軽減することを目的とするもの。

#### 2 対象者

殺人、強盗、強姦及びこれらの罪の致死傷罪又は未遂罪、その他事件取扱警察署長又は警務課長が特に必要と認めた事件のうち、次のいずれかに該当し、かつ、適切な避難場所（公的施設、親族宅等）を確保することが困難であると認められる被害者等。

- (1) 自宅が犯罪行為の現場となったため、当該犯罪行為に起因する自宅の損壊、汚損等又は検証等により、被害者等が当該自宅に居住することが物理的に困難な状況にあるとき。
- (2) 自宅が犯罪行為の現場となったため、被害者等が当該自宅に引き続き居住することによって、強い精神的負担を強いられるおそれがあるとき。
- (3) 被害者等が、加害者から再被害を受け、又は当該事件に起因して関係者等から報復等の危害を加えられるおそれがあるとき。
- (4) 社会的反響が大きい事件等で、被害者等の平穏な生活が阻害されるなど、精神的な二次的被害を受けるおそれがあるとき。
- (5) その他一時避難の措置をとる必要があると警察署長又は警務課長が認めたとき。

#### 3 公費負担の範囲

- (1) 対象費用及び限度額

宿泊料（消費税及びサービス料を含む）に限定し、食事代や有料施設の使用料金は含まないものとし、1泊につき1人当たり7,800円を上限とする。

- (2) 対象期間

原則として、最長3泊までとする。

ただし、捜査活動等のやむを得ない事情により宿泊期間を延長する必要があると警察署長が認めた場合は、事件主管課長及び警務課長と協議の上、その期間を延長できるものとする。

#### 4 除外事由

公費負担手続を完了するまでの間において、次のいずれかに該当することが判明した場合は、公費負担しないものとする。

- (1) 被害者等が警察の公費負担を辞退した場合
- (2) 被害者と加害者の間に親族関係があり、公費負担することが妥当でない場合
- (3) 被害者等が暴力的不法行為を行うおそれがある組織に属している場合
- (4) 被害者等に、明らかに当該犯罪行為を誘発する行為があった場合
- (5) その他警察署長又は事件主管課長が、公費負担することが適切でないと認めた場合

#### 5 支払手続

(省略)

#### 6 留意事項

(省略)

### 第5 ハウスクリーニング費用の公費負担制度

#### 1 趣旨

犯罪被害者の自宅等が犯行現場となり、室内が血痕、吐しゃ物等で汚損された場合の清掃費用の一部を公費負担することにより、被害者等の経済的負担を軽減することを目的とするもの。

#### 2 対象事件

次に掲げる犯罪のうち、被害者等の居宅等が犯行現場となり、その犯罪行為により血痕、吐しゃ物等により住居が汚染された事件で、原則として、被害後も継続して被害者等が居住する場合とする。

- (1) 殺人及び同未遂罪
- (2) 強盗致傷及び同未遂罪
- (3) 強盗強姦罪
- (4) 強制わいせつ等致死傷罪
- (5) 逮捕等致死傷罪
- (6) 傷害致死罪
- (7) その他警察署長が特に必要と認めた事件

#### 3 公費負担の範囲

被害者等の居宅等室内における、清掃業者等による専門的な清掃作業（血痕、吐しゃ物、異臭等の除去など。以下「ハウスクリーニング」という。）に要した費用のうち、実際に被害者等が負担した額とし、その上限額を130,000円とする。

建物の改装、破損した家具の交換費用については公費負担しないこととする。

ただし、清掃の過程で除臭や消毒殺菌ができない場合において、障子、襖の張替えや畳交換が必要な場合は、必要最低限の範囲で認めることとする。

#### 4 除外事由

公費負担手続を完了するまでの間において、次のいずれかに該当することが判明した場合は公費負担しないものとする。

- (1) 被害者等が警察の公費負担を辞退した場合
- (2) 被害者と加害者の間に親族関係があり、公費負担することが妥当でない場合
- (3) 被害者等が暴力的不法行為を行うおそれがある組織に属していた場合

- (4) 被害者等に、明らかに犯罪行為を誘発する行為があった場合
- (5) その他警察署長又は事件主管課長が、公費負担することが適切でないと認めた場合

## 5 支払手続 (省略)

## 6 留意事項 (省略)

# 第6 カウンセリング等費用の公費負担制度

## 1 趣旨

犯罪被害に起因する精神的被害、不安や悩み事等を抱える被害者及びその家族又は遺族（以下「被害者等」という。）に対して、被害直後の早期の段階において、適切な支援を実施するため、専門家によるカウンセリング等費用を公費負担することにより、被害者等の精神的被害及び経済的負担を軽減することを目的とする。

## 2 対象者

- (1) 人の生命又は身体を害する犯罪行為（殺人、性犯罪、交通死亡事故等）及び行政措置対象事案（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律、ストーカー行為等の規制等に関する法律等が適用される事案）の被害者等のうち、犯罪被害に起因する精神的被害、不安や悩み事等が深刻であり、精神的被害の回復のために、専門家による診察やカウンセリングを要すると認められる者
- (2) その他警察署長等が特に必要と認め、事件主管課長及び警務課長と協議し認定した者

## 3 公費負担の範囲

### (1) 対象費用

被害者等の精神的被害の回復に資すると認められる、診察又はカウンセリングとする。

#### ア 診察費用

精神科医等による精神療法に係る費用とし、薬代は除く。

#### イ カウンセリング費用

上記診察に伴って行われる心理療法のほか、被害者支援に関し識見を有する臨床心理士によるものも含む。

#### ウ 診断書料

捜査に必要として警察が提出を求めた診断書のみとし、原則1通分とする。

### (2) 診察及びカウンセリングの対象期間

初診から1年間を限度とする。

## 4 除外事由

次のいずれかに該当する場合は、公費負担しないものとする。

- (1) 被害者等が警察の公費負担を辞退した場合
- (2) 被害者等が暴力的不法行為を行うおそれがある組織に属している場合
- (3) その他警察署長等又は事件主管課長が、公費負担することが適切でないと認めた場合

## 5 支払手続 (省略)

6 留意事項  
(省略)

7 その他  
(省略)